

高等学校の教員免許申請方法（フローチャート）

申請する根拠法令
をご確認ください

教員経験を使用しない

実習助手の経験を使用する

教員経験を使用する

大学等で所定の単位（教育実習等）を修得
（大学等で幼・小・中いずれかの教員免許を取得し、その際の単位を流用する場合も含む。）

高等学校の教員免許取得後、別の教科の免許を申請

教員資格認定試験に合格

実習を担任する教諭の免許状を取得

高一種の免許取得後高等学校での教員経験をもとに上級免許を申請
（一種→専修）

中一種・中専修の教員免許取得後、該当校種（中学校）での教員経験が3年以上ある、または高等学校助教諭免許での教員経験が3年以上ある

5 条別表 1

6 条別表 4

免許法第16条

6 条別表 5

6 条別表 3

6 条別表 8

根拠法令